二十九　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十八条において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十四条第二項の規定による許可

三十　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第一項の規定による命令

三十一　改正法附則第四条第二十項第四号の規定による承認

2　長官権限のうち、次に掲げるもの（金融庁長官の指定する保険契約管理業者（改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）は、保険契約管理業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一　改正法附則第二条第十一項の規定による承認

二　改正法附則第二条第十三項の規定による届出の受理

3　第一項第十八号及び第十九号に規定する権限で従たる事務所等（認可特定保険業者の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は認可特定保険業者の子法人等（改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは認可特定保険業者から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項について同じ。）に関するものについては、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　前項の規定により、認可特定保険業者の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該認可特定保険業者の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

5　金融庁長官は、第一項及び第二項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

附則第六条中「本店等」を「本店又は主たる事務所」に改める。

附則第七条第一項中「特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号。以下この条において「平成二十二年改正法」という。）による改正前の改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）であった」に改め、「間に」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（主務省令）

第八条の二　この附則における主務省令は、内閣総理大臣及び改正法附則第三十四条の二第一項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年五月十三日）から施行する。

（経過措置）

第二条　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改正後の保険業法等の一部を改正する法律（以下この項において「新平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。次項において単に「移行法人」という。）について平成二十二年改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧平成十七年改正法の規定及び新平成十七年改正法の規定（以下この項において「平成十七年改正法の規定」と総称する。）を適用する場合における平成十七年改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える平成十七年改正法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
旧平成十七年改正法附則第三条第一項第一号	氏名、商号又は名称	名称
旧平成十七年改正法附則第三条第一項第二号	法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額	出資の額又は基金の総額
旧平成十七年改正法附則第三条第一項第三号	法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、その役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）	理事及び監事
旧平成十七年改正法附則第三条第一項第四号	本店その他の事務所	事務所
旧平成十七年改正法附則第三条第三項第二号	を代表する役員	の代表理事その他の代表者
旧平成十七年改正法附則第四条第七項	第二編第七章第一節	第二編第七章第一節（第百三十八条を除く。）
	同条において準用する新保険業法第百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」	新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十五条第一項中「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十七号。以下「平成十七年改正法」という。）及び少額短期保険業者の登録等に関する特例を定める法律（平成十八年法律第五十号。以下「少額短期保険業者法」という。）及び保険業法第百三十七条第一項第七号ホ（保険業者の業務の運営に関する措置）に規定する特定保険業者に関する特例を定める法律（平成二十二年法律第五十一号。以下「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けた者（以下「認可特定保険業者」という。）及び平成二十二年改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者（以下「特定保険業者」という。）」とあるのは「及び」、「公告方法」とあるのは「公告方法（同条第三項の規定により公告方法として通知を受けた者にあっては、その通知の方法）」、「移転会社」とあるのは「新保険業者法第二百七十二条の二十二第一項に規定する移転保険業者をいう。以下この条において同じ。）」、「移転会社の社員総会」とあるのは「移転保険業者の社員総会（社員総代会を含む。）」、「又は評議員会」とあるのは「、評議員会又は第六十二条第二項に規定する理事会」と、同条第二項中「又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四十五条第二項（社員総会の決議）」とあるのは「又は第六十二条第二項に規定する理事会の決議（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十五条第二項に規定する社員総会の決議をいう。）」